

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：広島県後期高齢者医療広域連合

令和8年7月28日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	— %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	— %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

当広域連合の職員は、広島県、広島県内の市町及び広島県国民健康保険団体連合会から派遣された職員であり、昇給管理や給与（管理職手当及び時間外・休日勤務手当を除く。）支給については、派遣元の地方公共団体等において行われている。

また、派遣される職員の男女別については、派遣元の判断によるものとなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	50.0%

【説明欄】

女性職員の割合は、令和7年4月1日時点の職員数を基に算出している。

当広域連合の管理的地位にある職員は、広島県及び広島県内の市町から派遣された職員であり、派遣される職員の男女別については、派遣元の判断によるものとなっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	50.0%
本庁課長相当職	50.0%
本庁課長補佐相当職	0.0%
本庁係長相当職	33.3%

【説明欄】

女性職員の割合は、令和7年4月1日時点の職員数を基に算出している。

当広域連合の係長相当職以上の職員は、広島県及び広島県内の市町から派遣された職員であり、派遣される職員の男女別については、派遣元の判断によるものとなっている。

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

区分	令和7年度
職員	51.3%
派遣労働者	100.0%

【説明欄】

女性職員の割合は、令和7年4月1日時点の職員数を基に算出している。

当広域連合の常勤職員は、広島県、広島県内の市町及び広島県国民健康保険団体連合会から派遣された職員であり、派遣される職員の男女別については、派遣元の判断によるものとなっている。

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0 %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	— %	— %	— %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	— %	— %	— %
2 週間以上 1 月以下	0 %	— %	— %	— %
1 月超 3 月以下	0 %	— %	— %	— %
3 月超 6 月以下	0 %	— %	— %	— %
6 月超 9 月以下	0 %	— %	— %	— %
9 月超 12 月以下	0 %	— %	— %	— %
12 月超 24 月以下	0 %	— %	— %	— %
24 月超	0 %	— %	—	—

【説明欄】

常勤職員のうち女性職員については、取得対象者はいなかった。
会計年度任用職員については、任用していない。

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9. 1時間／月
内部部局等以外	— 時間／月

【説明欄】

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

職員一人当たりの年次有給休暇平均取得日数

区分	令和7年度
常勤職員	16. 6日
会計年度任用職員	— 日

【説明欄】

会計年度任用職員については、任用していない。